



住まいの補助金制度が 新しくなりました



▼ 新築住宅・中古住宅を購入される方は ▼

最大
120万円

まちなか住みいる等(住宅建設又は購入)補助金

【ハートフル住みいる補助金】

- 対象者 自らが居住するために、住宅を建設または建売・中古住宅を購入した方
- 補助対象 建物の建設費または購入費（土地代、外構工事の費用などは除く）
- 補助額（1,000円未満の端数は切り捨て）

新築住宅・建売住宅 (建売住宅は完成後未使用で1年以内のものに限る)				中古住宅 (建築確認が行われた日が昭和56年6月1日以降のものに限る)			
利用企業	まちなか居住区域	補助率	上限額	建築年後	まちなか居住区域	補助率	上限額
地元企業	区域内	5%	120万円	10年超	区域内	5%	70万円
	区域外	4%	100万円		区域外	4%	50万円
市外企業	区域内	3%	70万円	5年超 10年以内	区域内	4%	70万円
					区域外	3%	50万円
	区域外	2%	50万円	1年超 5年以内	区域内	3%	70万円
					区域外	2%	50万円

※ 平成30年4月以前に契約を結んでいる場合は、旧制度が適用されます（平成31年3月31日までの経過措置のためご注意ください）

さらに!

子育て世帯や若年夫婦世帯、
市内に親または子ども
いる方は

市外からの
移住であれば

子ども1人につき

10万円

子育て支援補助金 ※

【住み替え支援補助金】

- 対象者 子育て世帯（18歳以下の子どもを扶養）または若年夫婦世帯（ともに40歳以下）で、自らが居住するために住宅を建設または建売・中古住宅を購入した方
- 補助額 10万円（2子以降1人につき10万円ずつ加算）

一律
20万円

移住促進補助金 ※

【住み替え支援補助金】

- 対象者 自らが居住するために、住宅を建設または建売・中古住宅を購入し、砂川市以外から市内に転入した方
- 補助額 20万円（10万円+ふくろう商品券10万円分）

最大
30万円

同居近居促進補助金 ※

【住み替え支援補助金】

- 対象者 同居または近居（同一の小学校校区もしくは市内で直線2km以内）する子育て世帯（18歳以下の子どもを扶養）および若年夫婦世帯（ともに40歳以下）とその親世帯で、自らが居住するために住宅を建設または建売・中古住宅を購入した方
- 補助額 【同居の場合】新築住宅の建設または購入 30万円
中古住宅の購入 20万円
【近居の場合】新築住宅の建設または購入 10万円
中古住宅の購入 5万円

※ 子育て支援補助金、同居近居促進補助金、移住促進補助金は、建築確認が行われた日が昭和56年5月31日以前の住宅も対象

市では、これまで住宅の取得や改修、解体などの費用の一部を助成してきましたが、より多くの方が住宅を取得しやすいように、「ハートフル住まいる補助金」制度の所得制限を撤廃するなどリニューアルするとともに、新たに「住み替え支援補助金」制度を創設しました。

今回は、それら住まいの補助金制度を紹介します。

▶モデルケース 1

家族5人（子ども3人）が親と同居するために、地元業者を利用して、まちなか居住区域内に2,500万円の住宅を建設する場合

まちなか住まいる等補助金	120万円
同居近居促進補助金	30万円
子育て支援補助金	30万円

➔ **合計 180万円の補助!**



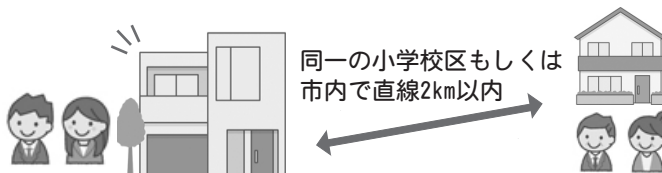
実際にいくらもらえるの?

▶モデルケース 2

若年夫婦世帯（子どもなし）が親と近居するために、まちなか居住区域内に築後12年で1,400万円の中古住宅を購入する場合

まちなか住まいる等補助金	70万円
同居近居促進補助金	5万円
子育て支援補助金	10万円

➔ **合計 85万円の補助!**



▶モデルケース 3

家族4人（子ども2人）が親と同居するために、築後45年で300万円の中古住宅を購入する場合

同居近居促進補助金	20万円
子育て支援補助金	20万円

➔ **合計 40万円の補助!**



※ いずれも市外からの移住世帯には、さらに20万円（現金10万円+ふくろう商品券10万円）を交付

▼ 自宅を売却・賃貸される方は ▼

最大
10万円

登録物件促進補助金
【住み替え支援補助金】

事前登録

- **対象者** 自らが居住していた住宅もしくは相続をした住宅を「砂川市住み替え支援協議会」に登録し、その後売買もしくは賃貸契約が成立した方
- **補助額** 売買10万円、賃貸5万円

※ 砂川市住み替え支援協議会の空き家登録に関しては、市ホームページまたは住生活支援係にご連絡ください

砂川市住み替え支援協議会

検索

▼ 自宅に太陽光発電システムを設置したい方は ▼

所得制限撤廃!

最大
50万円

住宅用太陽光発電システム
導入費補助金

【ハートフル住まいる補助金】

事前申請

- **対象者** 自らが居住する（予定含む）住宅または同一敷地内に太陽光発電システムを設置しようとする方
- **補助対象** 設置する際に未使用で、JIS規格またはJETの認証を取得しているものなど（太陽電池モジュールおよび蓄電池を含む）
- **補助額**（1,000円未満の端数は切り捨て）
【地元企業を利用】20%（上限額50万円）
【市外企業を利用】10%（上限額25万円）

▼ 住宅を改修・リフォームされる方は ▼


所得制限撤廃！

最大 22万円

**高齢者等安心住まい
(住宅改修)補助金**
【ハートフル住まい補助金】

事前申請

- 対象者 介護認定を受けていない60歳以上の高齢者本人または同居する方
- 補助対象
3万円以上の手すりの取り付け、段差解消、バリアフリーユニットバス導入などの改修工事
- 補助額 (1,000円未満の端数は切り捨て)
【地元企業を利用】 4/5 (上限額22万円)
【市外企業を利用】 2/3 (上限額18万円)



所得制限撤廃！

事前申請 **永く住まいる(住宅改修)補助金**
【ハートフル住まい補助金】

一般リフォーム工事・耐震改修工事

- 対象者 自らが居住する住宅の改修工事を行う方
- 補助対象 50万円以上の間取り変更、増築、外壁、屋根などの改修工事など
- 補助額 (1,000円未満の端数は切り捨て)
【地元企業を利用】
20% (上限額40万円、耐震改修の場合は50万円)
【市外企業を利用】
10% (上限額20万円、耐震改修の場合は30万円)

NEW! 擁壁改修工事

- 補助対象 自らが居住する住宅用の土地に築造された高さ1.5m以上の^{よっへき}擁壁の改修工事
- 補助額 (1,000円未満の端数は切り捨て)
工事費用の30% (上限額200万円)

さらに子育て中の方は…

一律 10万円

子育て支援補助金 【住み替え支援補助金】

- 対象者 子育て世帯 (18歳未満の子どもを扶養) または若年夫婦 (ともに40歳未満) 世帯で、永く住まいる (住宅改修) 補助金の対象になる方
- 補助額 10万円

▼ 住宅を解体される方は ▼

所得制限撤廃！

最大 60万円

老朽住宅除却補助金 【ハートフル住まい補助金】

要事前申請

- 対象者 自ら居住していた住宅の所有者 (相続人を含む)

※ 賃貸住宅や法人所有の住宅、店舗などは対象外

- 補助対象 50万円以上の解体工事 (車庫、物置などの付属物の解体および家財の処分費含む)
- 補助額 (1,000円未満の端数は切り捨て)
右記表のとおり

※ 自ら居住していた住宅を賃貸 (貸家) していた場合の補助率および上限額は1/2

建築年	構造	地元企業を利用		市外企業を利用	
		補助率	上限額	補助率	上限額
昭和 39 年以前に完成したもの	木造	50%	40 万円	25%	20 万円
	非木造		50 万円		25 万円
昭和 49 年以前に完成したもの	木造	40%	40 万円	20%	20 万円
	非木造		60 万円		30 万円
昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築確認	木造	30%	40 万円	15%	20 万円
	非木造		60 万円		30 万円
昭和 56 年 6 月 1 日以降に建築確認	木造	20%	30 万円	10%	15 万円
	非木造		40 万円		20 万円

いずれの補助金も市税の滞納がないことが条件です。そのほかの詳細な条件や必要書類、対象の有無も含めて気になることがあれば、事前にご相談ください。

砂川市 住まいの補助金

検索

【お問い合わせ】 [ハートフル住まいる補助金] 制度に関すること 建築指導係 ☎ 2 1 2 1

[住み替え支援補助金] 制度に関すること 住生活支援係 ☎ 2 1 2 1